

杭の鉛直交番載荷試験方法（JGS1814）
改正公示案

（参考に鉛直交番載荷試験特有の部分に緑色でハッチングした）

第1章 適用範囲	1
第2章 引用規格	1
第3章 用語及び定義	1
3.1 試験で得られる物理量	1
3.2 試験杭及び装置	2
3.3 杭の部位及び寸法	2
3.4 載荷手順	3
3.5 杭の挙動及び特性	4
3.6 試験計画	5
第4章 基本計画	7
4.1 基本事項	7
4.2 試験の目的	7
4.3 計画最大荷重及び基準荷重	7
4.4 試験杭の設計及び施工方法	8
4.5 試験杭及び試験杭近傍地盤の養生	8
4.6 載荷手順	9
4.7 測定項目及び測定仕様	9
4.8 反力抵抗体	9
4.9 実施体制	9
第5章 実施計画	10
5.1 実施計画書の作成	10
5.2 試験杭の杭頭及び突出部の仕様	10
5.3 載荷装置	10
5.4 載荷手順の詳細	12
5.5 反力抵抗体	12
5.6 計測装置	15
5.7 測定時期及び間隔	16
第6章 試験の実施	17

6.1 載荷及び測定	17
6.2 試験の開始・終了・中断・再開	17
6.3 現場記録	17
第7章 試験結果のまとめ	18
7.1 結果の整理	18
7.2 報告書	18

第1章 適用範囲

この基準は、鉛直に設置された単杭の杭頭に、基準荷重を起点として押込み方向と引抜き方向に交互に静的な力を加える試験の方法について規定する。

【解説（公示時は削除）】

基準荷重を起点として、「押込み方向」と「引抜き方向」と定義する。荷重の絶対値として、杭頭位置に軸圧縮力を与えている状態が「押込み側」、軸引張力を与えている状態が「引抜き側」となる。よって、押込み側のみで終了する鉛直交番載荷試験もあり得る。（現行基準も解説で押込み側のみの試験を含めているので、それを踏襲）。第2限界抵抗力等は、押込み側と引抜き側がある。残留変位量は、押込み側と引抜き側には分けない。基準荷重を起点とすることは注釈とする。各限界抵抗力の算定の説明時に押込み側、引抜き側の説明をする。第一限界（残留）は、基準荷重をゼロに限定する規定を追加する。

第2章 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。

JIS A 0207：2018 地盤工学用語

【解説】本基準の解説のうち、特に記載のない事項については、JGS 1811-2023 杭の押込み試験方法及び JGS 1813-2023 杭の引抜き試験方法の解説による。

第3章 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS A 0207：2018による。

3.1 試験で得られる物理量

a) 荷重 F

載荷装置によって杭に与えられる軸方向の力

注釈1 この基準では、杭頭に与えられる軸方向の静的な力とする。

注釈2 “静的な”とは、「杭体に生じる慣性力が無視できるとともに、杭を介して地盤が発揮する抵抗力のうち、地盤に生じる速度や加速度の大きさに依存して変化する成分（動的地盤抵抗力）も無視できる状態」のことである。

注釈3 この基準では、杭頭位置に軸圧縮力を与えている状態を「押込み側」といい、その状態での荷重を正とする。杭頭位置に軸引張力を与えている状態を「引抜き側」といい、その状態での荷重を負とする。

注釈4 荷重 F は、押込み側抵抗力または引抜き側抵抗力と釣り合う。

b) 軸方向力 P

荷重 F によって杭体内に生じている軸方向の力

注釈1 この基準では、圧縮方向の軸方向力を正、引張方向の軸方向力を負とする。

注釈2 軸方向力 P は一般にひずみゲージなどによって測定される。

c) 変位量 δ

載荷開始直前からの杭体内のある位置の移動量

注釈1 この基準では、鉛直下向きの変位量を正、鉛直上向きの変位量を負とする。

注釈2 この基準では、初期載荷過程の載荷開始直前からの移動量とする。

注釈3 杭頭での変位量を杭頭変位量 δ_h という。

注釈4 杭先端での変位量を先端変位量 δ_b という。

d) 残留変位量 δ_r

交番載荷過程において荷重 F を荷重ピークから基準荷重まで戻した時点での変位量

注釈 1 残留変位量は基準荷重を起点として、基準荷重時における変位量とする。

注釈 2 杭頭での残留変位量を杭頭残留変位量 $\delta_{r,h}$ という。

注釈 3 杭先端での残留変位量を先端残留変位量 $\delta_{r,b}$ という。

3.2 試験杭及び装置

a) 試験杭

荷重 F を作用させる杭

b) 本杭

実構造物の基礎として設置される杭

注釈 1 本杭を試験杭又は反力杭とする場合がある。

c) 載荷装置

試験杭への載荷に必要な装置

注釈 1 載荷装置は、ジャッキ、ポンプ、ジャッキ台座及び載荷梁などで構成される。反力抵抗体は含まない。

d) 反力抵抗体

載荷装置の反力を地盤に伝達するための人工物

注釈 1 この基準での人工物は、反力杭、グラウンドアンカー又は反力板とする。

e) 計測装置

各種物理量及び時刻の測定に必要な装置

注釈 1 計測装置は、計測機器、基準梁及び基準梁の基礎などで構成される。

注釈 2 計測機器は、荷重計、変位計又はひずみ計などのセンサー及びそれらの表示・記録機器などで構成される。

3.3 杭の部位及び寸法

a) 杭外縁

杭体と原地盤との境界、ただし、杭の施工に伴い杭体の周りに人工的に改変された地盤が存在する場合はその人工的に改変された地盤と原地盤との境界

注釈 1 既製杭で補強バンド、フリクションカッターなどを設ける工法の場合には、これらも杭体の一部と扱う。

注釈 2 鋼管ソイルセメント杭工法など、地盤の固化改良を伴う工法の場合には、固化改良範囲を人工的に改変された地盤と扱う。

注釈 3 場所打ち杭工法、埋込み杭工法など、地盤の掘削を伴う工法の場合には、掘削部の最外縁やフリクションカッターが通過した範囲など、固化材が存在すると考えられる範囲を人工的に改変された地盤と扱う。

b) 最小径 $D_{\min}$

杭全長における杭外縁の直径の最小値

注釈 1 最小径 $D_{\min}$ を求める際には、打込み杭工法で既製杭の下端部に設ける円錐状のシューや、場所打ち杭工法で三角ビットを用いた場合に形成される下端部の円錐状の部分などを除外した部分で最小径を求める。

c) 最大径 $D_{\max}$

杭全長における杭外縁の直径の最大値

d) 拡径部

杭外縁の直径が最小径 $D_{\min}$ よりも大きくなった部分

注釈 1 拡径部は、拡大根固め部、拡頭部、中間の拡径部、拡底部、中間の翼部・羽根部、杭先端の翼部・羽根部などが該当する。

e) 杭先端

杭体の下端

注釈 1 打込み杭工法で既製杭の下端部に設ける円錐状のシューや、場所打ち杭工法で三角ビットを用いた場合に形成される下端部の円錐状の部分などは、杭先端から除外する。

f) 杭先端部

杭先端から上方に最大径 $D_{\max}$ までの範囲

g) 杭先端部径 D_b

杭先端部における杭外縁の直径の最大値

注釈 1 拡径部がある杭における杭先端部径 D_b の求め方の例を図 1 に示す。

注釈 2 杭先端部に拡径部の一部が含まれる場合は、その拡径部全体での杭外縁の直径の最大径を杭先端部径 D_b とする（図 1 d) 参照）。

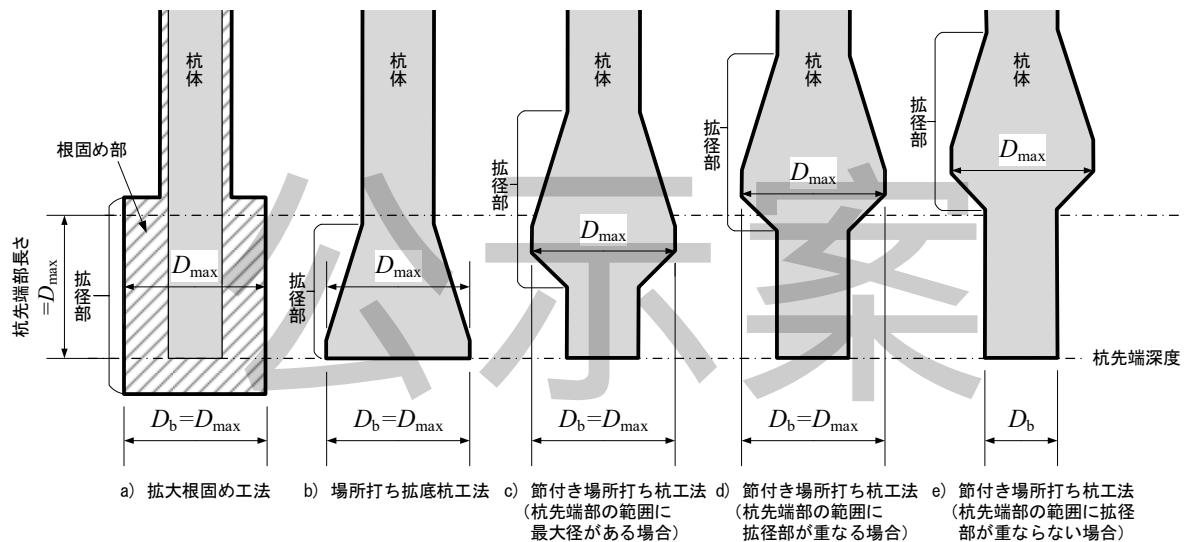


図 1—拡径部がある杭における杭先端部径 D_b の求め方の例

h) 杭頭部径 D_h

杭頭における杭外縁の直径、ただし、杭頭が地表面よりも上に突出している場合は、地表面における杭外縁の直径

3.4 载荷手順

a) 载荷過程

载荷を行う一連の過程

注釈 1 载荷過程は、初期载荷過程と交番载荷過程からなる。

注釈 2 载荷過程の例として荷重 F の時刻歴を図 2 に示す。

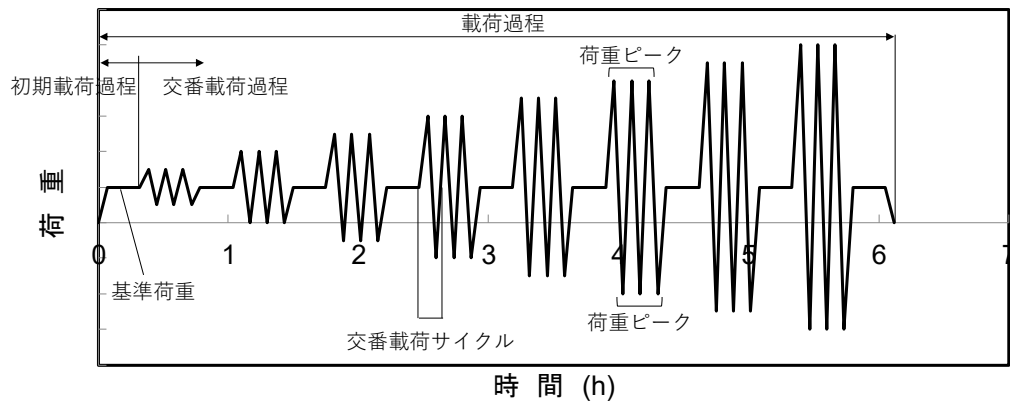


図 2—交番載荷試験における載荷過程の例
(荷重ピーク数=8, 各荷重ピークでの交番載荷サイクル数=3 の場合)

b) **基準荷重**

交番載荷過程の振幅の起点となる荷重

c) **初期載荷過程**

基準荷重を与え、それを保持する載荷過程

d) **交番載荷過程**

基準荷重から押し込み方向及び引抜き方向に荷重を折り返しながら増減させる載荷過程

e) **荷重ピーク**

交番載荷過程のうち、荷重 F の時刻歴の中で押し込み方向及び引抜き方向それぞれの折り返す点

注釈 1 交番載荷過程全体のうち、荷重ピークの段階数を、荷重ピーク数という。

注釈 2 基準荷重をゼロでない荷重とした場合は、図 2 の 1 段階目の荷重ピークのように引抜き方向の荷重ピークが正の荷重、すなわち押し込み側の荷重に留まることもある。

f) **交番載荷サイクル**

交番載荷過程のうち、荷重 F を基準荷重から押し込み方向（又は引抜き方向）の荷重ピークまで載荷した後に基準荷重に戻し、さらに引抜き方向（又は押し込み方向）の荷重ピークまで載荷して基準荷重に戻すまでの一巡の過程

注釈 1 交番載荷サイクル中は、荷重保持を行わずに、連続的に荷重 F を増減させる。

注釈 2 同一の荷重ピークの中での交番載荷サイクルの回数を、交番載荷サイクル数という。

3.5 杭の挙動及び特性

a) **押し込み側抵抗**

押し込み側の杭の静的な抵抗力

注釈 1 この基準では、押し込み側抵抗力は、押し込み側の静的地盤抵抗力とする。

b) **引抜き側抵抗**

引抜き側の杭の静的な抵抗力

注釈 1 この基準では、引抜き側抵抗力は、引抜き側の静的地盤抵抗力と杭体の自重の和とする。

注釈 2 この基準では、荷重は引抜き側を負の値で表すが、引抜き側抵抗力は符号を入れ替えて正の値で表す。

c) **押し込み側残留変位挙動**

残留変位量 δ_r とその時点までの押し込み側抵抗力の最大値との段階的な関係

注釈 1 この基準では、押し込み側の残留変位挙動は、押し込み側の荷重ピークの値とその直後の

先端残留変位量 $\delta_{r,b}$ との関係とする。

c) **引抜き側**残留変位挙動

残留変位量 δ_r とその時点までの引抜き側抵抗力の最大値との段階的な関係

注釈 1 この基準では、引抜き側の残留変位挙動は、引抜き側先端残留変位量 $\delta_{r,bt}$ とその時点までの引抜き側の荷重ピークの値との関係とする。

d) 杭の鉛直抵抗力特性に関する代表指標値

鉛直方向の杭の静的な抵抗力の特性を代表する力学的な指標となる値

注釈 1 この基準では杭の鉛直抵抗力特性に関する代表指標値として、押し込み側第 2 限界抵抗力 R_{2c} 、押し込み側第 1 限界抵抗力（残留変位） R_{1rc} 、引抜き側第 2 限界抵抗力 R_{2t} 及び引抜き側第 1 限界抵抗力（残留変位） R_{1rt} の 4 つを定義する。

注釈 2 杭の鉛直抵抗力特性に関する代表指標値には、試験杭の自重の影響が含まれている。

注釈 3 杭の鉛直抵抗力特性に関する代表指標値は、他の試験方法により判定される値とは必ずしも一致しない。

e) **押し込み側**第 2 限界抵抗力 R_{2c}

変位量 δ が押し込み側で杭先端部径 D_b の 10%に達するまでの範囲における押し込み側抵抗力の最大値

注釈 1 この基準では、押し込み側第 2 限界抵抗力 R_{2c} の判定に用いる変位量は、先端変位量 δ_b とする。

f) **押し込み側**第 1 限界抵抗力（残留変位） R_{1rc}

基準荷重がゼロの条件で得られた押し込み側残留変位挙動のうち、残留変位量 δ_r とその時点までの押し込み側抵抗力の最大値の関係曲線の明瞭な折れ点に対応する抵抗力

注釈 1 この基準では、押し込み側第 1 抵抗力（残留変位） R_{1rc} の判定に用いる残留変位量 δ_r は、先端残留変位量 $\delta_{r,b}$ とする。

注釈 2 先端残留変位量 $\delta_{r,b}$ が杭先端部径 D_b の 2%に達するまでの範囲で明瞭な折れ点を認められない場合には、その範囲における抵抗力の最大値を第 1 限界抵抗力（残留変位） R_{1rc} とする。

g) **引抜き側**第 2 限界抵抗力 R_{2t}

変位量 δ が引抜き側で杭先端部径 D_b の 10%に達するまでの範囲における引抜き側抵抗力の最大値

注釈 1 この基準では、引抜き側第 2 限界抵抗力 R_{2t} の判定に用いる変位量は、先端変位量 δ_b とする。

h) **引抜き側**第 1 限界抵抗力（残留変位） R_{1rt}

基準荷重がゼロの条件で得られた引抜き側残留変位挙動のうち、残留変位量 δ_r とその時点までの引抜き側抵抗力の最大値の関係曲線の明瞭な折れ点に対応する抵抗力

注釈 1 この基準では、引抜き側第 1 抵抗力（残留変位） R_{1rt} の判定に用いる残留変位量 δ_r は、先端残留変位量 $\delta_{r,b}$ とする。

3.6 試験計画

a) 試験統括者

試験の基本計画から試験の実施、報告書作成に至る全ての過程において統括・指揮する技術者

注釈 1 試験統括者は地盤工学に精通した者とする。

b) 計画最大荷重 F_p

試験の目的を達成するために計画された最大荷重

注釈 1 この基準では、押し込み側の計画最大荷重を**計画最大荷重（押し込み） F_{pc}** という。

注釈 2 この基準では、引抜き側の計画最大荷重を**計画最大荷重（引抜き） F_{pt}** といい、**負の値**で表す。

c) 計画最大荷重レベル

計画最大荷重 F_p を設定する際の考え方の違いによって区分された荷重レベル

注釈 1 計画最大荷重レベルは，杭の鉛直抵抗力特性に関する代表指標値との関係から 3 段階に区分されている（4.3 計画最大荷重 表 1 参照）。

d) 反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s

地表面における試験杭の杭外縁から試験杭に最も近い反力抵抗体の外縁までの最短水平距離

e) 基準梁の基礎との離隔

地表面における基準梁の基礎の外縁から試験杭の杭外縁又は反力抵抗体の外縁までの最短水平距離

公示案

第4章 基本計画

4.1 基本事項

試験統括者は、地盤条件、杭に作用する荷重条件、試験の工期・工費などを考慮し、試験の目的、計画最大荷重、基準荷重、試験杭の設計及び施工方法、試験杭及び試験杭近傍地盤の養生、载荷手順、測定項目、測定仕様、反力抵抗体及び実施体制の基本事項を決定する。

4.2 試験の目的

- a) 試験の目的には、試験杭に荷重を加えた場合の挙動として、交番载荷過程における荷重 F —杭頭変位量 δ_h 関係を把握することを含める。
- b) 試験の目的には、必要に応じて、先端及び周面の抵抗特性などの情報及び残留変位挙動を把握することを含める。
- c) 試験の目的には、杭の鉛直抵抗力特性に関する代表指標値のうち必要なものを判定することを含めるのがよい。

4.3 計画最大荷重及び基準荷重

- a) 交番载荷過程における計画最大荷重（押込み） F_{pc} 、計画最大荷重（引抜き） F_{pt} 及び基準荷重は、試験の目的に応じて適切に定める。
- b) 押込み側第2限界抵抗力 R_{2c} の判定を試験目的に含む場合の計画最大荷重（押込み） F_{pc} は、表1のうち計画最大荷重レベル A の考え方によって設定する。引抜き側第2限界抵抗力 R_{2t} の判定を試験目的に含む場合の計画最大荷重（引抜き） F_{pt} は、表1のうち計画最大荷重レベル A の考え方によって設定する。
- c) 押込み側第2限界抵抗力 R_{2c} の判定は試験目的に含まないが、押込み側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rc} の判定を試験目的に含む場合の計画最大荷重（押込み） F_{pc} は、表1のうち計画最大荷重レベル B の考え方によって設定する。引抜き側第2限界抵抗力 R_{2t} の判定は試験目的に含まないが、押込み側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rc} の判定を試験目的に含む場合の計画最大荷重（引抜き） F_{pt} は、表1のうち計画最大荷重レベル B の考え方によって設定する。
- d) 押込み側第2限界抵抗力 R_{2c} の判定及び押込み側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rc} の判定のいずれも試験目的に含まない場合の計画最大荷重（押込み） F_{pc} は、表1のうち計画最大荷重レベル C の考え方によって設定してもよい。引抜き側第2限界抵抗力 R_{2t} の判定及び引抜き側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rt} の判定のいずれも試験目的に含まない場合の計画最大荷重（引抜き） F_{pt} は、表1のうち計画最大荷重レベル C の考え方によって設定してもよい。

表1—計画最大荷重レベルに応じた計画最大荷重 F_p の設定の考え方

区分	計画最大荷重 F_p の設定の考え方
計画最大荷重レベル A	地盤調査結果などに基づいて押込み側第2限界抵抗力 R_{2c} 又は／及び引抜き側第2限界抵抗力 R_{2t} を推定した上で、先端変位量 δ_b が杭先端部径 D_b の10%を超えるまで载荷できるよう、推定誤差の影響も考慮して計画最大荷重 F_p を設定する
計画最大荷重レベル B	地盤調査結果などに基づいて押込み側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rc} 又は／及び引抜き側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rt} を推定した上で、これらを実際に確認できるまで载荷できるよう、推定誤差の影響も考慮して計画最大荷重 F_p を設定する
計画最大荷重レベル C	地盤調査結果などに基づいて押込み側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rc} 又は／及び引抜き側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rt} を推定した上で、これらの状態に達しないように計画最大荷重 F_p を設定する、又は本杭を試験杭又は反力杭とする場合で試験後に必要とされる本杭の性能が実構造物に悪影響を与えないように計画最大荷重 F_p を設定する

- e) 杭の鉛直抵抗力特性のうち押込み側第1限界抵抗力（残留変位） R_{lc} 又は引抜き側第1限界抵抗力（残留変位） R_{ln} の判定を試験目的に含む場合は、基準荷重をゼロに設定する。それ以外の場合の基準荷重は、交番載荷過程における計画最大押込み荷重と計画最大引抜き荷重の中心とするのがよいが、別途定めた値としてもよい。

4.4 試験杭の設計及び施工方法

- a) 試験杭の位置は、地盤調査結果及び載荷装置の架構方法などを十分検討した上で、試験の目的が達成できるように適切に決定する。
- b) 試験杭の基本諸元は、地盤調査結果及び試験結果の評価方法などを十分検討した上で、試験の目的が達成できるよう適切に設計する。
- c) 新たに施工する杭を試験杭とする場合は、地盤調査結果及び試験結果の評価方法などを十分検討した上で、試験の目的が達成できるように、その基本諸元を適切に決定するとともに、その施工記録を入手できるよう計画する。
- d) 既存の杭を試験杭とする場合は、試験の目的が達成できるよう必要に応じて杭頭の補強を計画する。
- e) 本杭を試験杭とする場合には、試験後の本杭の性能が実構造物に悪影響を与えないよう適切な試験終了条件を設定する。新たに施工する本杭を試験杭とする場合は、必要に応じて杭体の耐力を高めた設計を行う。
- f) 本杭とは別の試験杭によって本杭の性能を評価しようとする場合は、本杭のうち代表的な杭と同一の杭径、根入れ深さ及び施工方法とするのがよい。ただし、試験の目的が達せられないと考えられる場合には、杭径、根入れ深さ及び施工方法の違いの影響を適切に補正することを前提として、これらを変更してもよい。

4.5 試験杭及び試験杭近傍地盤の養生

- a) 試験杭の養生期間は、試験の安全が確保できるだけの杭体強度が発現できるように適切に設定する。
- b) 試験杭近傍地盤の養生期間は、杭の施工が地盤抵抗に及ぼす影響を考慮して、適切に設定する。一般に杭の鉛直抵抗力特性に関する代表指標値の判定を試験目的に含む場合は表2に示す日数とするのがよい。

表2－試験杭近傍地盤の養生期間

地盤の種類	期間
砂質土	5日以上
粘性土	14日以上
注記	杭の鉛直抵抗力特性に関する代表指標値の判定を試験目的に含まない場合は、表2よりも養生期間を短くすることがある。

- c) 養生期間中に試験に悪影響を及ぼすような荷重、衝撃及び振動などを試験杭に与えないよう、適切な管理体制又は管理方法を計画する。

4.6 載荷手順

- a) 載荷手順として、荷重ピークの数とその大きさ及び各荷重ピークにおける交番載荷サイクル数等を試験の目的に応じてそれぞれ適切に定める。
 - b) 荷重ピーク数は4以上とし、押込み側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rc} 又は／及び引抜き側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rt} 値の判定を試験の主たる目的とするときは8以上とする。
 - c) 各荷重ピークの大きさは、計画最大荷重 F_p 及び基準荷重のほか、地盤調査結果などに基づく押込み側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rc} 又は引抜き側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rt} の推定値も考慮して設定するのがよい。
 - d) 杭の鉛直抵抗力特性に関する代表指標値の判定を試験の主たる目的とするときは、各荷重ピークでの交番載荷サイクル数を1回とする。
 - e) 各交番載荷サイクルにおける荷重を増減させる速さの最大値を適切に設定する。ただし、荷重を増減させる速さの最大値の設定に代えて、各載荷サイクルに要する時間（基準荷重から荷重を増加し始める時刻から所定の荷重に達して再び基準荷重に戻るまでの時間）の最小値を設定することとしてもよい。
- 注記 荷重を増減させる速さが速すぎると、試験の安全性及び測定の実確性が低下するほか、荷重を静的な力と扱えなくなるおそれがある。

4.7 測定項目及び測定仕様

- a) 測定項目は、時刻、荷重、杭頭変位量のほか、試験の目的に応じて必要な項目とする。
 - b) 測定仕様として、各測定項目の精度や測定間隔などを、試験の目的に応じて適切に定める。
 - c) 試験の目的に杭の鉛直抵抗力特性に関する代表指標値の判定を含む場合には、先端変位量 δ_b を測定項目に含めるとともに、その測定仕様を適切に定める。ただし、あらかじめ先端変位量 δ_b の推定方法を適切に定めた場合には、先端変位量 δ_b の測定を省略してもよい。
- 注記1 先端変位量 δ_b の推定方法として、杭体の変形量を無視して杭頭変位量と先端変位量を同一と仮定する方法が用いられることがある。
- d) 先端及び周面の抵抗特性の評価を試験の目的に含める場合には、地中部の杭体のひずみを測定項目に含め、その測定を行う概略深度及び測定されたひずみから軸方向力 P を求める方法について適切に定める。
- 注記2 測定されたひずみから軸方向力 P を求める場合に必要となる軸剛性は、材料の公称値などを用いるよりも、杭頭部のひずみを測定して荷重との関係から求めることで、比較的精度のよい結果が得られることが多い。

4.8 反力抵抗体

反力抵抗体として、反力杭、グラウンドアンカー、反力板のいずれか、又はこれらの組合せを適切に選択する。

4.9 実施体制

実施体制は、試験の目的に応じて適切に定める。

第5章 実施計画

5.1 実施計画書の作成

- a)試験の実施に先立ち、基本計画の内容及び現地調査の結果に基づいて試験の実施計画書を作成する。
- b)実施計画書には、試験の目的、地盤条件、計画最大荷重、試験杭の仕様・位置・施工方法、载荷手順、測定項目・測定仕様、载荷装置の仕様（载荷梁の設計計算及び組立て図、ジャッキの仕様など）、反力抵抗体の仕様及び施工方法、計測機器の構成・仕様・取付け位置、実施体制、試験終了条件、結果の整理方法、工程表、試験期間中の留意事項並びに安全管理体制などを記載する。

5.2 試験杭の杭頭及び突出部の仕様

- a)試験杭の杭頭は、荷重の偏心による影響などを考慮し、必要に応じて補強する。
- b)試験杭の地上突出長さは、载荷装置の組立て、基準梁の設置及び計測機器の取付けに必要な長さを確保する。

5.3 载荷装置

- a)载荷装置として、**押込み用ジャッキ、引抜き用ジャッキ**、ポンプ、ジャッキ台座、载荷梁及びそれらの接合部材を適切に計画する。

注記1 载荷装置の例を図3に示す。

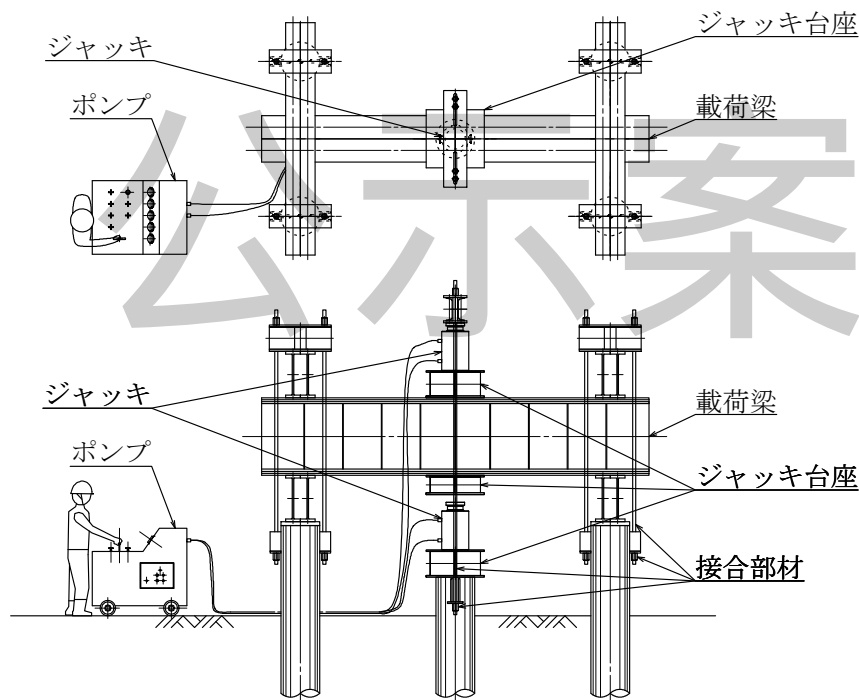


図3—载荷装置の例（反力抵抗体として反力杭を用いる場合）

- b)载荷装置は、計画最大荷重 F_p に対して十分安全なものとする。
- c)载荷装置は、杭軸方向以外の荷重成分を除去する機構があるものを用いる。
- d)载荷装置は、整備済みのものを用いる。
- e)各ジャッキは、計画最大荷重 F_p に対して十分な加力能力を有し、試験杭及び反力抵抗体の変位に追従できるものを用いる。
- f)各ジャッキの配置は、試験杭に対して荷重が偏心しないように計画する。
- g)ポンプは、各ジャッキの加力能力に対応できるだけの吐出量が十分にあるものを用いる。
- h)ジャッキ台座は、剛性が十分に高いものを用いる。

i) ジャッキ台座の配置は、水平となるように計画する。

j) 載荷梁は、曲げ、せん断、支圧及び座屈に対して安全なものを用いる。

注記 2 押し込み側の反力抵抗体として斜めに打設したグラウンドアンカーを用いる場合には、鉛直の場合とは異なる方向の抵抗力によって載荷梁に生じる応力に対して補強することがある。

k) 載荷梁の設置は、転倒しないように、かつそれ自体の荷重が試験杭に直接作用しないように計画する。

l) 反力抵抗体として反力杭を用いる場合は、載荷梁を反力杭で支持する構造とする。

注記 3 反力抵抗体として反力杭を用いる場合の載荷梁の支持方式の例を図 4 に示す。

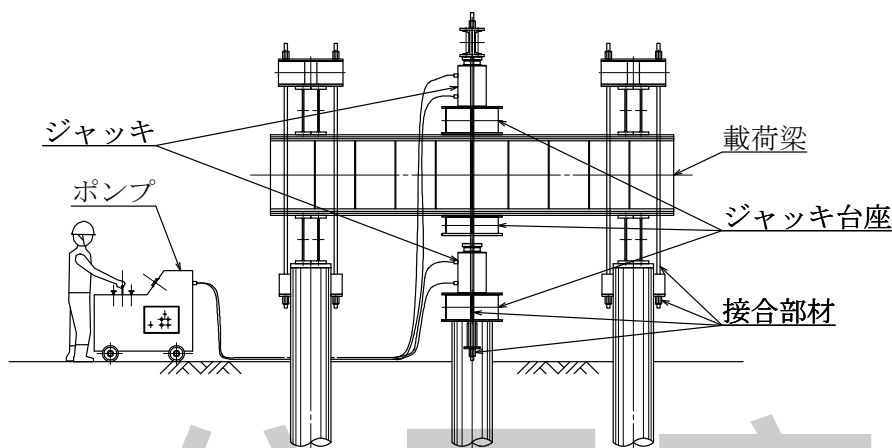


図 4—反力杭を用いる場合の載荷梁の支持形式の例

m) 押し込み側の反力抵抗体としてグラウンドアンカーを用い、引抜き側の反力抵抗体として反力板を用いる場合は、載荷梁を受け台で支持する構造とする。

注記 4 押し込み側の反力抵抗体としてグラウンドアンカーを用い、引抜き側の反力抵抗体として反力板を用いる場合の載荷梁の支持方式の例を図 5 に示す。

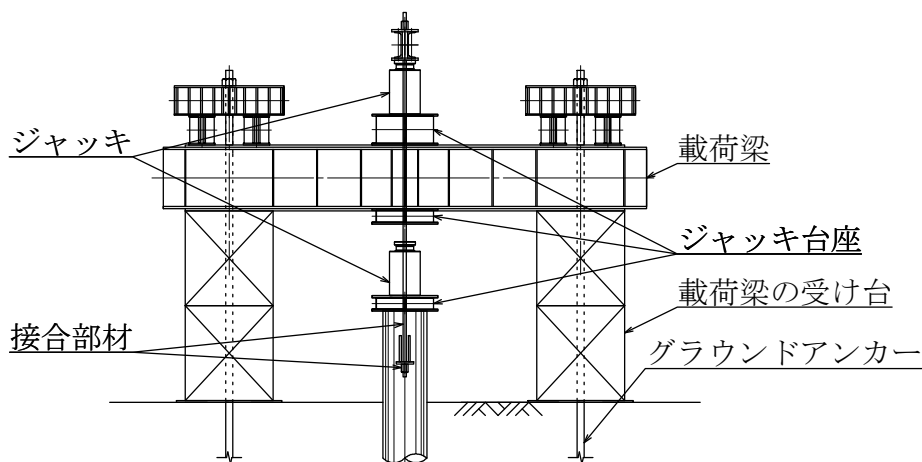


図 5—グラウンドアンカー及び反力板を用いる場合の載荷梁の支持形式の例
(押し込み側：グラウンドアンカー，引抜き側：反力板)

5.4 載荷手順の詳細

載荷手順の詳細として、試験目的に応じて、荷重 F —時間 t 関係を適切に設定し、その計画図を作成する。

5.5 反力抵抗体

- a) 反力抵抗体は、計画最大荷重 F_p に対して試験の実施に影響を与えるような有害な変位・変形が生じない十分な反力を確保できるように計画する。
- b) 反力抵抗体として本杭を用いる場合は、試験後の本杭の性能が実構造物に悪影響を与えないよう、あらかじめその管理方法を定める。
- c) 押込み側の反力抵抗体としてグラウンドアンカーを用いる場合は、引張り材の伸び及びねじれについて検討し、試験の実施に支障のないように計画する。
- 注記 1 斜めに打設したグラウンドアンカーを用いる場合は、鉛直に打設した場合の変位・変形方向とは異なる方向の変位・変形が大きくなる場合がある。
- d) 引抜き側の反力抵抗体として反力板を用いる場合は、地盤の支持力及び変形性能について検討を行う。
- e) 反力抵抗体の設置位置は、試験を安全に実施できる位置とするとともに、試験杭、反力抵抗体の施工方法及びその抵抗メカニズムが試験結果へ及ぼす影響を考慮して適切な位置とする。
- f) 反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s は、反力抵抗体の種別及び抵抗を期待する方向に応じて次の 1)～4)の各項に示す推奨値以上とするのがよい。ただし、計画最大荷重レベル C の場合で、かつ試験統括者が適切な評価ができると判断したときには、推奨値未満としてもよい。

- 1) 押込み側の反力抵抗体として反力杭を用いる場合の反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s の推奨値は、試験杭の拡張部の有無に応じて式(1)又は式(2)によって求める。ただし、反力杭が試験杭よりも短い場合で、かつ試験杭に拡張部があるときは、試験杭の拡張部（複数の拡張部がある場合は最も上部にある拡張部）の上端の深さ $Z_{e,u}$ (≥ 0) と反力杭の杭先端（杭体の下部に根固め部などの人工的に改変された地盤がある場合はその下端）の深さ $Z_{R,p}$ (> 0) との関係に応じて、表 3 に示す値としてもよい。

$$\text{試験杭に拡張部がない場合} \quad X_s = D + 3e_R \quad (1)$$

$$\text{試験杭に拡張部がある場合} \quad X_s = D_{\min} + 3e + 3e_R \quad (2)$$

ここで D : 試験杭の杭外縁の直径
 e_R : 反力杭の最大径 $D_{R,\max}$ と最小径 $D_{R,\min}$ の差の 1/2
 $e_R = (D_{R,\max} - D_{R,\min}) / 2$
 $D_{\min}$: 試験杭の最小径
 e : 試験杭の最大径 $D_{\max}$ と最小径 $D_{\min}$ の差の 1/2
 $e = (D_{\max} - D_{\min}) / 2$

表 3—反力杭が試験杭よりも短い場合の反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s の推奨値

反力杭と試験杭の深度方向の位置関係	反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s の推奨値
$2 D_{\max} \geq Z_{e,u} - Z_{R,p}$	式(4)
$4 D_{\max} \geq Z_{e,u} - Z_{R,p} > 2 D_{\max}$	$X_s = D_{\min} + 1.5e + 3e_R$
$Z_{e,u} - Z_{R,p} > 4 D_{\max}$	$X_s = D_{\min} + 3e_R$

注記 2 反力杭に拡張部がない場合は $e_R = 0$ となる。

注記 3 試験杭の拡張部が杭頭部にある場合は、 $Z_{e,u} = 0$ となる。

注記 4 式(1)及び式(2)の具体例を図 6 に示す。

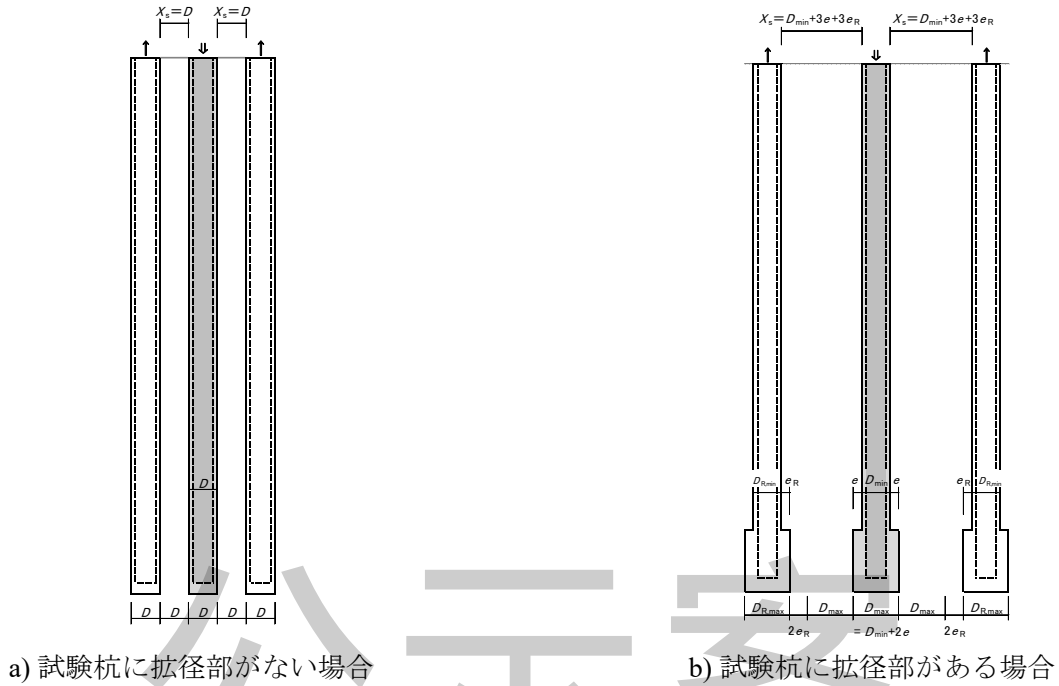


図 6—押し込み側の反力抵抗体として反力杭を用いる場合の反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s の例

2) 押し込み側の反力抵抗体としてグラウンドアンカーを用いる場合の反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s の推奨値は、式(3)によって求める。この場合、反力抵抗体の外縁は、グラウンドアンカーの台座の外縁とする。ただし、グラウンドアンカーが試験杭よりも短い場合で、かつ試験杭に拡張部があるときは、試験杭の拡張部（複数の拡張部がある場合は最も上部にある拡張部）の上端の深さ $Z_{e,u}$ (≥ 0) とグラウンドアンカーのアンカー体の先端の深さ Z_A (> 0) との関係に応じて、表 4 に示す値としてもよい。

$$X_s = \max \left(\frac{nq}{2\sigma'_{v,b}} B + e, \frac{2W_R}{F_p} D_h + e, D_{\min} + 3e + 3e_A \right) \quad (3)$$

ここで、
 n : グラウンドアンカーの本数
 q : グラウンドアンカーの台座の平均接地圧
 $\sigma'_{v,b}$: 試験杭の杭先端での有効土被り圧
 B : 受け台から杭中心に向かう方向の台座の幅
 W_R : グラウンドアンカーの初期緊張力の合計
 F_{pc} : 計画最大荷重（押し込み）
 D_h : 杭頭部径
 $D_{\min}$: 試験杭の最小径
 e : 試験杭の最大径 $D_{\max}$ と最小径 $D_{\min}$ の差の 1/2
 $e = (D_{\max} - D_{\min}) / 2$

e_A : グラウンドアンカーのアンカー体の直径 D_A から B を減じた値の $1/2$
(ただし, $e_A \geq 0$ とする)
 $e_A = (D_A - B) / 2 \geq 0$

表 4—グラウンドアンカーが試験杭よりも短い場合の反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s の推奨値

グラウンドアンカーと試験杭の深度方向の位置関係	反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s の推奨値
$2 D_{\max} \geq Z_{e,u} - Z_A$	式(6)
$4 D_{\max} \geq Z_{e,u} - Z_A > 2 D_{\max}$	$X_s = \max \left(\frac{nq}{2\sigma'_{v,b}} B + e, \frac{2W_R}{F_p} D_h + e, D_{\min} + 1.5e + 3e_A \right)$
$Z_{e,u} - Z_A > 4 D_{\max}$	$X_s = \max \left(\frac{nq}{2\sigma'_{v,b}} B + e, \frac{2W_R}{F_p} D_h + e, D_{\min} + 3e_A \right)$

注記 5 グラウンドアンカーの台座の平均接地圧 q は、初期緊張力の合計 W_R を本数 n と台座の底面積で除して求められる。

注記 6 試験杭の拡径部が杭頭部にある場合は、 $Z_{e,u}=0$ となる。

注記 7 グラウンドアンカーを用いる場合の載荷梁の受け台の設置位置の検討は、実荷重を反力抵抗体とする場合の反力抵抗体の受け台と試験杭との離隔の検討方法が参考となる。
(JGS1811 杭の押込み試験方法、参照)

- 3) 引抜き側の反力抵抗体として反力杭を用いる場合の反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s の推奨値は、試験杭に拡径部がない場合は式(6)によって求め、試験杭に拡径部がある場合は、試験杭の拡径部（複数の拡径部がある場合は最も上部にある拡径部）の上端の深さ $Z_{e,u}$ (≥ 0) との関係に応じて、式(4)～式(7)によって求める。

試験杭に拡径部がない場合

$$X_s = D + e_R \quad (4)$$

試験杭に拡径部がある場合

$$30e < Z_{e,u} \text{ のとき, } X_s = D_{\min} + 3e + e_R \quad (5)$$

$$15e < Z_{e,u} \leq 30e \text{ のとき, } X_s = D_{\min} + 4e + e_R \quad (6)$$

$$Z_{e,u} \leq 15e \text{ のとき, } X_s = D_{\min} + 5e + e_R \quad (7)$$

ここで D : 試験杭の杭外縁の直径

e_R : 反力杭の最大径 $D_{R,\max}$ と最小径 $D_{R,\min}$ の差の $1/2$

$$e_R = (D_{R,\max} - D_{R,\min}) / 2$$

$D_{\min}$: 試験杭の最小径

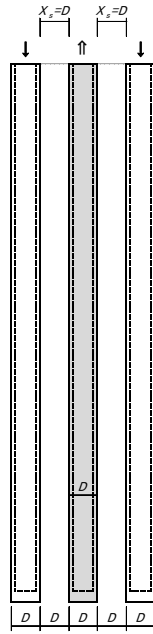
e : 試験杭の最大径 $D_{\max}$ と最小径 $D_{\min}$ の差の $1/2$

$$e = (D_{\max} - D_{\min}) / 2$$

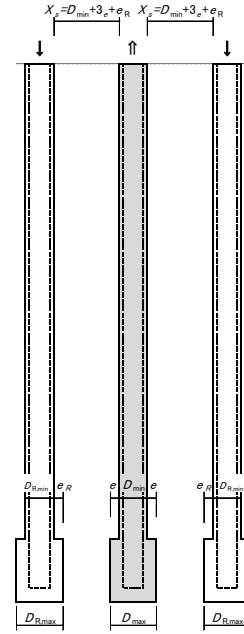
注記 7 反力杭に拡径部がない場合は $e_R = 0$ となる。

注記 8 試験杭の拡径部が杭頭部にある場合は、 $Z_{e,u}=0$ となる。

注記 9 式(4)及び式(5)の具体例を図 7 に示す。



a) 試験杭に拡張部がない場合



b) 試験杭に拡張部がある場合

 図 7—引抜き側の反力抵抗体として反力杭を用いる場合の反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s の例

4) 引抜き側の反力抵抗体として反力板を用いる場合の反力抵抗体と試験杭の離隔 X_s の推奨値は、式 (8) によって求める。この場合、反力抵抗体の外縁は、反力板の外縁とする。

$$X_s = \max \left(\frac{nq}{2\sigma'_{v,b}} B + e, \frac{2W_R}{F_p} D_h + e, 3e \right) \quad (8)$$

ここで、
 n : 反力板の数
 q : 計画最大荷重時の平均接地圧
 $\sigma'_{v,b}$: 試験杭の杭先端での有効土被り圧
 B : 反力板の中心から試験杭の中心に向かう方向の反力板の幅
 W_R : 反力板に生じる最大反力の合計
 F_{pt} : 計画最大荷重（引抜き）
 D_h : 杭頭部径
 e : 試験杭の最大径 D_{max} と最小径 D_{min} の差の 1/2

$$e = (D_{max} - D_{min}) / 2$$

注記 10 計画最大荷重時の平均接地圧 q は、反力板に生じる最大反力の合計 W_R を反力板の数 n と反力板の底面積で除して求めることができる。

注記 11 試験杭の杭先端での有効土被り圧 $\sigma'_{v,b}$ の算定では、反力板に生じる反力による鉛直応力の増加分は考慮しない。

5.6 計測装置

- 基本計画で定めた測定項目を着実に測定できるよう、計測装置として計測機器及び基準梁を適切に計画する。また、補助的な測定項目として、杭頭の水平変位量、反力抵抗体の変位量及び温度（外気温及び基準梁の温度）など、安全管理及び試験の信頼性確保の観点で必要な項目を定める。
- 計測機器は、荷重計、変位計又はひずみ計などのセンサー及びそれらの表示・記録機器によって構成し、試験の目的に適合した精度を有した検査・校正済みのものを用いる。

- c) センサーは適切な位置・方向に確実に設置するよう計画する。その際、試験の進行による試験杭・載荷装置・反力抵抗体の変位・変形によって測定に支障が生じないように計画する。
- d) 基本計画で定めた測定項目については、電磁的に記録できる適切な記録機器を用いるのがよい。
- e) 主要な測定項目がほぼ同一荷重時において測定された値とみなせるような計測機器を用いる。
- f) 基準梁は、地盤の振動などの影響を受けないよう、剛性が十分に高いものを用いる。
 注記 1 試験場に近接する工事・機械・車両などの振動が測定に影響を与える可能性がある場合はそれらをあらかじめ計測しておくことで、その影響を特定できることがある。
- g) 基準梁は、試験杭及び反力抵抗体から十分に離れた位置の試験中に動かないとみなせる基礎に確実に支持させるよう計画する。
 注記 2 基準梁の温度変化に対する配慮として、シートで覆うなど対策を講じておくことがある。
 注記 3 基準梁の支点は、基準梁の温度変化に伴う伸縮を拘束しないような構造とするために、ピンとローラーの支承構造とすることがある。
 注記 4 試験杭、基準梁などの周囲の外気温を測定することで、試験結果に及ぼす温度の影響を特定できることがある。
- h) 試験杭と基準梁の基礎との離隔は、試験杭の杭頭部径 D_h の 4 倍以上とするのがよい。ただし、基準梁の基礎に試験杭と同規模の杭を用いる場合又は計画最大荷重レベル C の場合は、適切な評価ができると試験統括者が判断した位置としてよい。
- i) 反力抵抗体の外縁と基準梁の基礎の離隔は、反力抵抗体の種別に応じて次の 1) 又は 2) に示す値以上とするのがよい。ただし、基準梁の基礎に試験杭と同規模の杭を用いる場合又は計画最大荷重レベル C の場合は、試験統括者が適切な評価ができると判断した位置としてよい。
 1) 反力杭を用いる場合：反力杭の杭頭部径 D_h の 2 倍
 2) 反力板又はグラウンドアンカーを用いる場合：2.5 m

5.7 測定時期及び間隔

- a) 4.7 で定めた測定項目の測定間隔は、実施計画書によるほか、滑らかな荷重 F －変位量 δ 曲線が得られる適切な測定間隔としなければならない。
- b) 5.6a) で定めた補助的な測定項目の測定時期は、少なくとも試験の開始前と終了時のほか、載荷方式に応じて安全管理上必要と考えられる時期としなければならない。

第6章 試験の実施

6.1 載荷及び測定

載荷及び測定は、実施計画書に記載された手順によるものとし、実施計画書に記載のない詳細については、次による。

- a) 各交番載荷サイクルに要する時間は、その最小値（4.6 c) 参照）を満足するとともに、計測機器の特性を考慮して、滑らかな荷重 F －変位量 δ 関係が得られるように荷重を管理しなければならない。

6.2 試験の開始・終了・中断・再開

- a) 試験の開始に際しては、試験場の環境整備、載荷装置・計測装置の準備及び天候の状態などの条件が整ったことを確認しなければならない。
- b) 試験統括者が試験の目的を達成したと判断した場合は、試験を終了する。
- c) 荷重が計画最大荷重 F_p に達した場合、又は先端変位量 δ_b が杭先端部径 D_b の 10% を超えた場合は、ゼロ荷重まで戻して試験を終了する。
- d) 載荷装置、反力抵抗体及び試験杭に異常が生じることが予見された場合は、速やかに試験を中断し、荷重の増減を停止しなければならない。
- e) 載荷装置、反力抵抗体及び試験杭に異常が認められた場合は、速やかに試験を中断し、安全かつ速やかにゼロ荷重まで戻さなければならない。
- f) 試験を中断した原因が除かれて試験統括者が試験の続行が可能と判断した場合には、試験を再開することができる。試験統括者が試験の続行が不可能と判断した場合には、その状態で試験を終了する。

6.3 現場記録

試験の実施に当たっては、次の項目を現場で記録しなければならない。

- a) 試験の開始・中断・再開・終了の年月日及び時刻
- b) 載荷装置・反力抵抗体・試験杭の配置及び諸元
- c) 試験状況などの写真
- e) その他特記事項（杭周辺の地表面の状況、計画された試験方法の内容と差異が生じた場合の状況・原因・処理方法など）

第7章 試験結果のまとめ

7.1 結果の整理

a)試験の測定データを基に、次の1)～4)に示す諸関係曲線を図示する。

- 1)荷重 F —時間 t
- 2)杭頭変位量 δ_h —時間 t
- 3)荷重 F —杭頭変位量 δ_h
- 4)各交番載荷サイクル（ i サイクル目）の押込み方向及び引抜き方向の荷重ピーク値 $F_{i,\max}$ —杭頭
残留変位量 $\delta_{r,h}$ 及び杭頭弾性戻り変位量

b)試験の目的に応じて、 F —杭先端変位量 δ_b 、 $F_{i,\max}$ —先端残留変位量 $\delta_{r,b}$ 及び先端弾性戻り変位量、杭頭の鉛直ばね定数—杭頭変位量 δ_h など、必要な諸関係曲線を図示するのがよい。

注記1 杭頭の鉛直ばね定数は、荷重 F —杭頭変位量 δ_h 関係の勾配から求めることができる。

c)杭体のひずみを測定した場合には、各測定位置のひずみから軸方向力 P と区間ごとの周面抵抗力度分布を求め、適切な荷重 F 又は変位量 δ ごとに、次の1)～3)を図示する。また、試験の目的に応じて、区間ごとの周面抵抗力度—区間平均変位量（ひずみ測定点間の平均変位量）、杭先端部の軸方向力 P —杭先端変位量 δ_b などの諸関係曲線を図示するのがよい。

- 1)軸方向ひずみの深度分布
- 2)軸方向力 P の深度分布
- 3)区間ごとの周面抵抗力度の深度分布

注記2 区間平均変位量は、杭頭変位量 δ_h 、杭先端変位量 δ_b 及び軸方向ひずみ分布から算定することができる。

注記3 杭先端部の軸方向力 P は、杭先端部に設置されたひずみ計から求めることができる。

d)交番載荷過程中的各測定時刻間での荷重増分及び杭頭変位量増分をそれぞれ時間増分で除した荷重速度及び杭頭変位量速度を求め、次の1)～2)に示す諸関係曲線を図示する。なお、荷重速度及び杭頭変位量を求める際の時間増分は、各交番載荷サイクルの荷重増加開始時点から最大荷重に達する時点までの時間の1/10以下とするのがよい。

- 1) 荷重速度—時間 t
- 2) 杭頭変位量速度—時間 t

e)試験の目的に応じて、杭の鉛直抵抗力に関する代表指標値を、それぞれ次の1),2)によって判定する。

- 1)押込み側第2限界抵抗力 R_{2c} 及び／又は引抜き側第2限界抵抗力 R_{2t} は、荷重 F —先端変位量 δ_b 関係曲線から判定し、先端変位量 δ_b の絶対値が杭先端部径 D_b の10%に達するまでの範囲での荷重の絶対値の最大値とする。
- 2)押込み側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rc} 及び／又は引抜き側第1限界抵抗力（残留変位） R_{1rt} は、各交番載荷サイクル（ i サイクル目）の荷重ピーク値 $F_{i,\max}$ と先端残留変位量 $\delta_{r,b}$ を折れ線で結んだ関係曲線から判定し、その明瞭な折れ点の荷重の絶対値とする。

【解説】

押込み試験及び引抜き試験では、a)の1)～4)の各関係曲線は、荷重 F 、変位量 δ 及び時間 t を軸とした四象限の試験結果総合図として取りまとめることがある。しかし、鉛直交番載荷試験では、荷重及び変位量が押込み側・引抜き側に及ぶため、結果総合図に示すことができない。そこで、それぞれの関係図を別々に描くことにする。

7.2 報告書

a)報告書には、試験の目的、地盤の概要、試験杭の諸元（杭径、杭長、杭体重量又は杭体の単位体積重量等）・施工記録、載荷装置・反力抵抗体・計測装置の諸元、載荷手順、測定仕様、試験工程、測定

データ，現場記録及び試験結果（軸方向ひずみから軸方向力を求めた経緯など，結果の整理方法の説明や杭頭の水平変位量などの補助的な測定項目の測定結果を含む）を記載しなければならない。

b)報告書には，地盤調査・土質試験データなどの詳細な地盤情報を添付することが望ましい。

公示案

現行基準（JGS1814-2002）に対する改正公示案での対応

現行基準（JGS1814-2002）		改正公示案	
章・節タイトル	枠内本文	対応する章・節タイトル	改正点（表現変更等の軽微な改訂は記載省略）
第1章 総則		第1章～第3章	
1.1 適用範囲	本基準は、鉛直に設置された単杭に軸方向交番荷重を加える静的載荷試験（以下、試験と呼ぶ）に適用する。	第1章 適用範囲	
1.2 試験の目的	試験は、構造物のロッキング動などによって杭に作用する軸方向交番荷重に対して、杭の鉛直支持力特性および引抜き抵抗特性に関する資料を得ること、 <u>または既に定められた構造物のロッキング動などに対する杭の設計鉛直支持力および設計引抜き抵抗力の妥当性を確認することを目的とする。</u>	4.2 試験の目的	具体的な設計に関連する下線部の記述を本文から削除した上で、表現を修正
1.3 用語の定義	本基準で用いる用語を次のように定義する。	第3章 用語及び定義	大幅に追記
静的載荷	杭体と地盤の速度および加速度に依存する抵抗を無視することができる載荷	3.1 a) 荷重 F	用語を他試験方法と共通化（荷重 F : 載荷装置によって杭に与えられる軸方向の力）し、注釈で各試験方法に対応する説明を加えるようにした。
初期荷重	交番載荷過程開始時の荷重	3.4 b) 基準荷重	交番載荷過程の振幅の始点となる荷重（呼称変更）
交番荷重	初期荷重から荷重を増加・減少して初期荷重に戻り、さらに荷重を減少・増加して初期荷重に戻る過程の荷重	(削除)	
計画最大交番荷量	試験の目的を達成するために計画された試験杭に載荷する最大交番荷重	3.6 b) 計画最大荷重 F_p	用語を他試験方法と共通化した上で、押込み側と引抜き側を括弧書きで記載することを注釈に記載
荷重ピーク数	交番載荷の段階数	3.4 e) 荷重ピーク 注釈 1	

各荷重ピークにおけるサイクル数	各荷重ピークにおける繰返し回数	3.4 f) 交番載荷サイクル 注釈 2	
初期載荷過程	初期荷重段階への荷重増加および初期荷重段階における荷重保持をあわせた荷重	3.4 c) 初期載荷過程	基準荷重 を与えるまでの載荷過程
交番載荷過程	初期荷重から交番荷重を増加させて計画最大荷重に至る載荷過程	3.4 d) 交番載荷過程	基準荷重から押込み方向又は引抜き方向の荷重を与える載荷過程
本杭	実構造物の基礎として設置される杭	3.2 b) 本杭	
試験杭	載荷試験を実施する杭	3.2 a) 試験杭	
杭径	杭体の外径	3.3 杭の部位及び寸法	拡径杭，テーパ杭，根固めなどを広範に取り扱えるように改訂
杭の最大径	杭径，根固め径，拡底径などの原地盤との境界をなす部分の最大径	a) 杭外縁，b) 最小径，c) 最大径，g) 杭先端部径	
(新設)		3.1d) 残留変位量	用語を新設，なお，交番特有の取り扱いとなるため，例外的に押込み基準等の他基準と用語定義本文自体を異なる定義としている。
		3.4 a) 載荷過程	交番荷重，荷重ピーク数，各荷重ピークにおけるサイクル数を削除して，載荷過程を説明するために用語を新設
		3.4 e) 荷重ピーク	
		3.4 f) 交番載荷サイクル	
		3.5 a) 押込み側抵抗力	抵抗力を押込み側・引抜き側で明確に区分するため用語を新設
		3.5 b) 引抜き側抵抗力	
		3.5 c) 押込み側残留変位挙動	残留変位挙動を押込み側・引抜き側で区分するため用語を新設
		3.5 d) 引抜き側残留変位挙動	

		3.5 e) 押込み側第 2 限界抵抗	第 2 限界抵抗を押し込み側・引き抜き側で区分するため用語を新設
		3.5 g) 引き抜き側第 2 限界抵抗	
		3.5 f) 押込み側第 1 限界抵抗（残留変位）	第 1 限界抵抗（残留変位）を押し込み側・引き抜き側で区分するため用語を新設
		3.5 h) 引き抜き側第 1 限界抵抗（残留変位）	

現行基準（JGS1814-2002）		改正公示案	
章・節タイトル	枠内本文	対応する章・節タイトル	改正点（表現変更等の軽微な改訂は記載省略）
第2章 基本計画		第4章 基本計画	
2.1 基本事項	試験の計画にあたっては、試験の目的、地盤条件、本杭に作用する荷重条件、本杭の施工法、本杭の寸法・本数・配置・杭頭レベル、試験工事の工期・工費などを考慮し、計画最大荷重、試験杭の仕様・本数・位置、試験装置、載荷・測定方法および実施体制の基本事項を決定する。	4.1 基本事項	試験統括者が決定すべき事項として記述
2.2 計画最大荷重	1)杭に加わる常時鉛直荷重を考慮して初期荷重を定める。	4.3 計画最大荷重 e)	試験基準自体は、個別の設計とは切り離すとの基本方針を反映
	2) 試験の目的に応じて、押込み側および引抜き側に対して、予想される杭の引抜き抵抗の第2限界抵抗以上、または設計荷重に安全係数を考慮した値以上を押込み時および引抜き時の計画最大荷重とする。	4.3 計画最大荷重 b)c)d)	
	3)押込み時の計画最大荷重は、初期荷重に計画最大交番荷重を加えた荷重、引抜き時の計画最大荷重は、初期荷重から計画最大交番荷重を減じた荷重とする。	4.3 計画最大荷重 b)c)d)	
	4)試験杭の条件が本杭の設計条件と異なる場合は、その違いによる支持力への影響を考慮して、計画荷重を定める。	(削除)	試験杭と本杭の設計条件が異なる影響は設計上の取扱いなので本基準では取扱わない。
2.3 試験杭の仕様・本数および位置	1)試験杭は、原則として、本杭のうちの代表的な杭と同一仕様のものとし、本杭と別に計画する。	4.4 試験杭の設計及び施工方法 d), e), f)	多様な条件が選択できる記述に変更した。
	2)杭体の強度に十分余裕があり、試験後の杭の変位性状が構造物に悪影響を与えないと予想される場合には、本杭を試験杭とすることができる。		

	3)試験杭の本数や位置は，試験の目的に応じて決定する。	4.4 試験杭の設計及び施工方法 a)	「試験杭の本数」を削除（試験の基本計画ではないとの扱い）
2.4 試験装置	反力抵抗体としては，押し込み力に対しては反力杭，グラウンドアンカー，実荷重，またはこれらの組合せが，引抜き力に対しては反力杭または反力板があり，いずれかを選択する。	3.2 d)反力抵抗体 4.8 反力抵抗体	
2.5 載荷および測定方法	1) 初期載荷過程では，初期荷重段階への載荷速度および初期荷重段階における荷重保持時間を決定する。	（削除）	初期載荷過程の詳細は解説へ移行
	2) 交番載荷過程では，荷重ピーク数，各荷重ピークにおけるサイクル数および載荷速度を決定する。	4.6 載荷手順 b,c,d,e)	目的に応じた考え方を明示
	2)測定項目および計測機器を試験の目的に応じて決定する。	4.7 測定項目及び測定仕様 5.6 計測装置	「計測装置は」は 5 章実施計画で定めることに変更

現行基準（JGS1814-2002）		改正公示案	
章・節タイトル	枠内本文	対応する章・節タイトル	改正点（表現変更等の軽微な改訂は記載省略）
第3章 試験の準備		第5章 <u>実施計画</u>	
3.1 実施計画書の作成	試験の実施に先立ち、基本計画の内容および現地調査の結果に基づいて、試験の実施計画書を作成する。	5.1 実施計画書の作成 a)	
	実施計画書には、試験の目的、地盤条件、計画最大荷重、試験杭の仕様・位置・施工方法、ジャッキの仕様・設置位置、測定項目、計測機器類の構成・仕様・取付け位置、載荷方法、測定時期、試験要員の構成、現場記録の項目、結果の整理方法、工程表、試験期間中の留意事項などを記載する。	5.1 実施計画書の作成 b)	
3.2 試験杭の設計	1)試験杭の杭体は、計画する最大の押込み荷重および引抜き最大荷重に対して十分な強度を有するものとする。	4.4 試験杭の設計及び施工方法 c), d)	
	2) 試験杭の長さは、加力・反力装置の組立て、基準梁の設置および計測機器の取付けに必要な地上露出長さを考慮したものとする。	5.2 試験杭の杭頭及び突出部の仕様 b)	
	3) 試験杭の杭頭は、荷重の偏心による影響などを考慮し、必要に応じて補強する。	5.2 試験杭の杭頭及び突出部の仕様 a)	
	4) フリクションカットを行う場合には、必要に応じて、杭体の座屈などについて検討する。	(削除)	個別の対応ノウハウなので解説に移行
3.3 試験杭の施工と養生	1)試験杭は、原則として本杭と同様に施工する。	4.4 試験杭の設計及び施工方法 f)	
	2)試験杭の施工にあたっては、施工状況を詳細に記録する。	4.4 試験杭の設計及び施工方法 c)	既存杭が試験杭となるケースも想定し、「その施工記録を入手できるよう計画する」に修正

	3)試験杭の施工によって乱された地盤の強度回復, コンクリートやセメントミルクの硬化などを考慮して、十分な期間養生する。	4.5 試験杭及び試験杭近傍地盤の養生 a) b)	杭体強度と近傍地盤に考え方を分離して記載 近傍地盤に関しては推奨養生期間を記載
	4)養生期間中は、試験に悪影響を及ぼすような荷重・衝撃・振動などを試験杭に与えないように <u>配慮する</u> 。	4.5 試験杭及び試験杭近傍地盤の養生 c)	「配慮する」⇒「適切な管理体制又は管理方法を計画する」に変更
3.4 試験装置の設置と試験場の環境整備	1)実施計画書に基づき、試験装置を <u>正確に設置する</u> 。	5.3 載荷装置	5 章の実施計画策定段階ではまだ設置作業は行わないので「適切に計画する」に変更
	2)日射や風雨が試験に悪影響を及ぼさないよう、試験装置をシートなどで覆い、試験場の周囲に排水溝を設ける。	5.6 計測装置 g)注記 2	「対策を計画するのがよい」に変更し、シートは注記とした。排水溝は削除した。
	3)試験場に近接する工事・機械・車両などの振動が測定に与える影響を考慮し、必要に応じて、それらの影響を小さくするように <u>対処する</u> 。	5.6 計測装置 f)	具体的な対処法を基準化することが困難なため 「剛性が十分に高い基準梁を用いる」と計画することまでとし、注記で「振動測定」について言及した。

現行基準（JGS1814-2002）		改正公示案	
章・節タイトル	枠内本文	対応する章・節タイトル	改正点（表現変更等の軽微な改訂は記載省略）
第4章 試験装置		第5章 <u>実施計画</u>	
4.1 試験装置の構成	1)試験装置は、加力装置、反力装置および計測機器によって構成する。	(削除)	載荷装置, 反力抵抗体, 計測装置をそれぞれ呼称することで, 統一した固有名詞の定義はしない
	2)加力装置は、ジャッキ、ポンプおよび試験杭との接合部分によって構成する。	3.2 試験体及び装置 c)	載荷梁も含めて「載荷装置」に呼称変更
	3)反力装置は、反力抵抗体、載荷梁、およびそれらの接合部材によって構成する。	3.2 試験体及び装置 d)	載荷梁を含まない「反力抵抗体」に呼称変更
	4)計測装置は、計測機器、基準点および基準梁によって構成し、計測機器は、荷重・変位・ひずみなどのセンサーとそれらの表示・記録機器によって構成する。	3.2 試験体及び装置 e) 5.6 計測装置 a) b)	
4.2 加力装置	1)加力装置は、押込み荷重および引抜き荷重を試験杭に確実に伝達できる機構とする。	(削除)	ノウハウ的な記述なので解説に移行
	2) ジャッキの選定では、押込み荷重および引抜き荷重に対してそれぞれ別セットのジャッキを用いる方式か、複動ジャッキなどを用いて押込み荷重および引抜き荷重に対して共通のジャッキを用いる方式を選定する。	(削除)	ノウハウ的な記述なので解説に移行
	3)ジャッキは、球座の付いたものを標準とし、検査済みのものを用いる。	5.3 載荷装置 c) d)	載荷装置として必要な機構を示し、整備したものを用いることとした。
	4)ジャッキは、押込み時および引抜き時の計画最大荷重に対して十分な加力能力と、試験杭および反力装置の変位に追従できる十分なストロークを有するものとする。	5.3 載荷装置 e)	「試験杭及び反力抵抗体の変位に追従できるもの」との要求事項のみに修正

	5)ジャッキは、試験杭に対して偏心のないように設置する。	5.3 載荷装置 f)	
	6)押込み荷重および引抜き荷重に対して複数のジャッキを使用する場合には、同一仕様のもとし、それらを連動制御できるようにする。	(削除)	現在では複数のジャッキを用いる場合、同一仕様にする必要はない。また、連動制御は試験条件によっては必須事項ではないため削除
	7)ポンプは、ジャッキの加力能力と、 <u>設定した載荷速度に対応できる十分な吐出量を有するものとする。</u>	5.3 載荷装置 g)	下線部削除（連続載荷方式でも載荷速度に応じてポンプを選定するのは現実的でなく、ポンプに応じて載荷速度を計画するのが実情であるため）
	8)台座は、計画最大荷重に対して十分な剛性を有するものとし、水平に設置する。	5.3 載荷装置 h) i)	「用いる」「計画する」と修正
	7)試験杭との接合部分は、計画最大荷重に対して十分安全であることを確認する。	5.3 載荷装置 b)	「試験杭との接合部分」は載荷装置に含まれる
4.3 反力装置	1)反力装置は、試験最大荷重に対して十分な抵抗力を有するものとする。	5.5 反力抵抗体 a)	
	2)反力抵抗体は、原則として、試験杭に対して対称に設置する。	5.5 反力抵抗体 e)	枠内では「試験を安全に実施できる位置」「適切な位置」までとし、「対称に設置」については解説に記載
	3)試験杭と反力杭との中心間隔または試験杭中心と反力板との間隔は、試験杭最大径の3倍以上かつ1.5m以上を原則とする。	5.5 反力抵抗体 f)	一般的なストレート杭同士の場合では、「杭中心間隔を杭径の2倍以上」に緩和される。
	4)本杭を反力杭に利用する場合は、杭体に悪影響を与えないように <u>留意する。</u>	5.5 反力抵抗体 b)	「留意する」⇒「あらかじめその管理方法を定める」に修正

	5)グラウンドアンカーを使用する場合は、引張り材の伸びについて検討し、試験の実施に支障のないよう <u>対策を講じておく</u> 。	5.5 反力抵抗体 c)	「対策を講じておく」⇒「計画する」に修正
	6)グラウンドアンカーのアンカー体は、試験杭の支持力特性への影響が小さい深さに設置する。	5.5 反力抵抗体 f)2)	
	7)実荷重や載荷梁の重量が試験杭に直接作用しないように、受け台を設ける。	(削除) 5.3 載荷装置 m)	実荷重方式は現実的ではないため削除。 載荷梁受け台は図 5 中に記載
	5)載荷梁は、曲げ、せん断、支圧および座屈に対して安全であるとともに、転倒しないような構造とする。	5.3 載荷装置 j) k)	
4.4 計測機器	1)計測機器は、試験の目的に適合した精度を有し、 <u>検査済</u> みのものを用いる。	5.6 計測装置 b)	「検査・ <u>校正</u> 済み」
	2)センサーは適切な位置・方向に確実に設置する。	5.6 計測装置 c)	
	3)センサーの設置に際しては、試験の進行による試験杭・加力装置・反力装置の変位や変形によって支障を受けないように十分配慮する。	5.6 計測装置 c)	
4.5 基準点および基準梁	1)基準点は、 <u>本杭または仮設杭</u> に設定する。	5.6 計測装置 g)	「十分に離れた位置の試験中に動かないとみなせる基礎」に修正（仮設杭と本杭を区別しない）
	2)本杭を基準点とする場合には、試験杭および反力杭から各杭径の 2.5 倍以上離れた位置のものを用いることを原則とする。	5.6 計測装置 h) i)	実質的に変更なし（ただし、現行規定の一部は解説に移動）
	3)仮設杭を基準点とする場合には、試験杭からその径の 5 倍以上かつ 2m 以上、反力杭からその径の 3 倍以上離れた位置に設置することを原則とする。	5.6 計測装置 c)	具体の記述は解説へ移す

	4)基準点は、グラウンドアンカー、グラウンドアンカーの台座、反力板、実荷重および載荷梁の受け台などから、2.5m 以上離すものとする。	5.6 計測装置 i)	
	5)基準梁は、基準点に確実に設置し、温度変化による変形が測定値に大きな影響を与えないように配慮する。	5.6 計測装置 g) 注記 2,3	
	6)基準点および基準梁は、地盤の振動などの影響を受けないよう、十分な剛性を有するものとする。	5.6 計測装置 f)	

現行基準（JGS1814-2002）		改正公示案	
章・節タイトル	枠内本文	対応する章・節タイトル	改正点（表現変更等の軽微な改訂は記載省略）
第 5 章 載荷および測定方法		第 6 章 試験の実施	
5.1 載荷方法	1)初期荷重段階への載荷速度は,原則として一定の載荷速度とし,初期荷重段階における荷重保持時間は,30min以上とする。	(削除)	初期載荷過程の詳細は解説へ移行
	2)交番載荷過程における荷重ピーク数は,4以上とする。各荷重ピークにおけるサイクル数は,試験の目的に応じて適切な回数とし,原則として一定の載荷速度にて連続して載荷するものとする。	4.6 載荷手順 b,d,e)	「原則として一定の載荷速度にて連続して載荷する」は,「荷重を増減させる速さの最大値」で管理することに変更（押込み試験の連続載荷方式と同様の取り扱い）
	3)押込み側あるいは引抜き側で著しい変位の増加が認められた場合は,必要に応じて著しい変位の増加がみられた側を変位で管理する方法に切り替え,試験を継続する。	(削除)	載荷制御ノウハウなので解説に移行（押込み試験の連続載荷方式と同様の取り扱い）
5.2 測定項目	測定項目は,次のうちから試験の目的に応じて選択する。 1)時間 2)荷重 3)杭頭,ジャッキ上面およびジャッキ下面の変位量 4)先端および中間部の変位量 5)杭体のひずみ 6)杭周辺地盤の変位量 7)その他	4.7 測定項目及び測定仕様 5.6 計測装置	条件に応じた必須および推奨項目を明確化 杭頭水平変位,反力装置の変位量は5.6で「補助的な測定項目」として記載
5.3 測定時期	1)初期載荷過程において,初期荷重段階への荷重増加時は,滑らかな荷重-変位量曲線が得られるように測定時期を設定する。また,測定中も荷重を連続的に増加させるこ	(削除)	初期載荷過程の詳細は解説へ移行

	とを原則とするが、主要な測定項目がほぼ同一荷重において測定された値とみなせるように速やかに測定する。また、初期荷重段階に到達後の主要な測定時期は、表-5.1 を標準とする。 表-5.1 初期荷重段階における測定時期 <table><tr><td>初期荷重段階</td><td>0, 1, 2, 5, 10, 15min 後, 以後は 15min 間隔</td></tr></table>	初期荷重段階	0, 1, 2, 5, 10, 15min 後, 以後は 15min 間隔		
初期荷重段階	0, 1, 2, 5, 10, 15min 後, 以後は 15min 間隔				
	2)交番載荷過程は、滑らかな荷重-変位量曲線が得られるように測定時期を設定する。測定中も荷重を連続的に増加・減少させることを原則とするが、主要な測定項目がほぼ同一荷重時において測定された値とみなせるように速やかに測定する。	6.2 測定 a) 3.4 載荷手順 e)注釈 1 5.6 計測装置 e)			

現行基準（JGS1814-2002）		改正公示案	
章・節タイトル	枠内本文	対応する章・節タイトル	改正点（表現変更等の軽微な改訂は記載省略）
第 6 章 試験の実施		第 6 章 試験の実施	
6.1 試験要員の構成	試験要員は、試験管理者および加力、測定、安全管理などの担当者によって構成する。	（削除）	試験統括者（第 3 章用語及び定義 3.6 試験計画 a）参照）以外の試験要員に関する記述は、試験法自体としては規定する必要は無いため枠内からは削除した。 ただし、参考として、4.9 実施体制の解説に現行基準の図 2.1 とともに「試験統括者、試験管理者、作業担当者の役割」に関する文章を転載する。
6.2 試験要員の任務	1)試験管理者は、実施計画書に基づき担当者を配置するとともに、安全かつ確実に試験の目的が達成できるように試験全般を管理する。	（削除）	
	2)各担当者は、試験開始前に試験装置の安全性を点検し、各装置が正常に作動することを確認する。	（削除）	
	3)加力担当者は、設定した載荷方法に従って、加力装置を操作する。	（削除）	
	4)測定担当者は、所定の測定項目を設定した時期に測定する。また、試験状態が把握できるよう、主要なデータをその都度整理し、図示する。	（削除）	
	5)安全管理担当者は、試験中の試験装置の安全性および環境整備に十分に注意する。	（削除）	
6.3 試験の開始・中断・終了	1)試験場の環境整備、各装置の準備、天候の状態などの条件が整ったことを確認して、試験を開始する。	6.2 試験の開始・終了・中断・再開 a)	
	2)試験装置および試験杭の異常が認められたときは、速やかに試験を中断する。なお、その原因が除かれて試験の続行が可能と判断されたときは、試験を再開する。	6.2 試験の開始・終了・中断・再開 d) e) f)	再開の判断は、試験統括者が行うことを明記
	3)試験の目的が達成されたとき、またはやむを得ず試験の続行が不可能と判断されたときは、試験を終了する。	6.2 試験の開始・終了・中断・再開 b) c) d) f)	終了の判断は、試験統括者が行うことを明記

6.4 現場記録	試験の実施にあたっては、次の項目を現地で記録する。 1)試験の開始・中断・終了の年月日および時刻 <u>2)試験要員名</u> <u>3)天候の状態</u> 4)試験装置・試験杭の配置および諸元 5)試験装置，試験状況などの写真 6)試験による周辺地盤のひび割れ状況 7)特記事項(計画された試験方法の内容と差異が生じた場合の状況・原因・処理方法など)	6.3 現場記録	下線部は報告書への記載は不要として削除
----------	--	----------	---------------------

現行基準（JGS1814-2002）		改正公示案	
章・節タイトル	枠内本文	対応する章・節タイトル	改正点（表現変更等の軽微な改訂は記載省略）
第 7 章 試験結果のまとめ		第 7 章 試験結果のまとめ	
7.1 結果の整理	1)試験の測定データをもとに、荷重-時間、変位量-時間、荷重-変位量などの諸関係曲線を図示する。	7.1 結果の整理 a), b)	
	2)試験の目的に応じて、杭に作用する鉛直交番荷重に対する杭の鉛直支持力および引抜き抵抗力に関する特性値を求める。特性値には、押込み時および引抜き時の第 2 限界先端抵抗力、杭頭の鉛直ばね定数などがあり、次の方法により判定する。	7.1 結果の整理 d)e)	第 1 限界抵抗力（残留変位） R_{1r} を追記
	(1)押込み時の第 2 限界先端抵抗力は、押込み抵抗が最大となったときの荷重とする。ただし、先端変位量が先端直径の 10 %以下の範囲とする。	7.1 結果の整理 e) 1) e) 2)	第 2 限界抵抗力のほか、第 1 限界抵抗力（残留変位）を追記
	(2)引抜き時の第 2 限界先端抵抗力は、引抜き抵抗が最大となったときの荷重とする。ただし、先端変位量が先端直径の 10 %以下の範囲とする。		
	(3)杭頭の鉛直ばね定数は、荷重-変位量曲線の割線勾配により算定する。	7.1 結果の整理 b)注記 2	ばね定数の整理方法は、設計条件に応じて各種の方法が考えられることから、枠内からは「 <u>割線勾配</u> 」との記載は削除する。
	3)杭体のひずみを測定した場合は、軸方向ひずみ分布、軸方向力分布などについて図示する。軸方向分布からは、区間ごとの周面抵抗力特性および先端抵抗力特性について評価する。	7.1 結果の整理 c)	
7.2 結果の解析	試験の結果をもとに、必要に応じて荷重-変位量曲線など	（削除）	履歴特性・復元力特性の取り扱いについては解

	により履歴減衰特性や復元力特性について評価する。		説に移行
7.3 報告書	報告書は、試験の目的、地盤の概要・土質性状、試験工程、試験杭の諸元・施工記録、試験装置、載荷および測定方法、試験結果の解析などを記載する。	7.2 報告書 a)	「試験杭の諸元（杭径、杭長、杭体重量又は杭体の単位体積重量等）、・・・「試験結果（軸方向ひずみから軸方向力を求めた経緯など結果の整理方法の説明を含む）」と下線部を追記
	なお、土質性状については、できる限り地盤調査・土質試験データなどの詳細は情報を添付する。	7.2 報告書 b)	